

◆建物の耐震化を進めるために

建物の耐震化を進めるためには、はじめに村民の方々が、自らが所有している住宅や建物の耐震性や劣化の状況を把握することが肝要です。

1 行政や専門家(建築士)に相談しましょう

■耐震化の必要性について理解を深めましょう

- 耐震化はなぜ必要なのでしょう？
- 耐震診断・耐震改修とは？
- 耐震診断・耐震改修に必要な費用は？



■村の相談窓口に出かけてみましょう

- 村民の疑問や、助成制度のアドバイス、信頼できる専門家の紹介等を行っています

2 耐震診断を行いましょ

■建築士による耐震診断を受けましょう

- 建築士が設計図書や現地の調査などから、建物の柱や壁の配置バランス、接合部分の状況、建物の劣化度などをチェックし、建物の弱点を探します
- 床下や天井裏を見ると診断の正確性が高まります

3 改修計画の検討・設計を行いましょ

■診断結果に基づき、改修計画を検討し、設計を行います

- 補強計画を検討し、耐震改修設計を行います
- 設計に基づき、改修費用を積算します

※耐震診断の結果によっては
建替えの方が経済的な場合もあります



4 耐震改修を行いましょ

■耐震改修を行います

- 耐震改修設計に基づき、耐震改修を行います
- 耐震改修に合わせて、断熱改修(省エネ改修)、高齢化対応などの工事を行うと、それぞれ個別に行うよりも経済的に改修できます



耐震化の実現

～猿払村における地震に強い住宅と建築～

◆耐震化支援制度の概要

戸建住宅の耐震化には次のような融資、税制面の支援制度があります。

【融資制度】

(独)住宅金融支援機構融資(耐震改修工事)

- 融資限度額
(基本融資額)：1,000万円
(住宅部分の工事費の80%が上限)
高齢者向け返済特例制度を利用する方は住宅部分工事費の100%が上限となります。

- 金利
1) 高齢者向け返済特例制度を利用する場合
・全期間 年2.97%
2) 高齢者向け返済特例制度以外の場合
・返済期間 1～10年以内：2.08%
・返済期間 11～20年以内：2.70%
(平成21年9月現在)

【税制度】

住宅ローン減税制度

新築等の場合、10年間ローン残高の1.0%(最高50万円)を所得税額から控除されます

※中古住宅の取得の場合、築後20年以内又は地震に対する安全な構造方法に関する技術基準に適合するマンション等の住宅についても同様に所得税額から控除する

耐震改修促進税制

- 所得税
地方公共団体の支援を前提に、耐震改修に要した費用の10%相当額(上限20万円)を所得税額から控除される
- 固定資産税
昭和56年以前の住宅で、工事費30万円以上の耐震改修工事を行った場合、工事実施期間により1～3年間、当該住宅の120㎡相当分部分について固定資産税を1/2に減額する

【地震保険の保険料率の割引】

耐震診断や耐震改修を行い、現行の耐震基準に適合していることが確認できる場合には、地震保険料が割引されます
「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく耐震等級に適合している場合には、耐震等級に応じて地震保険料が割引されます(建設住宅性能評価書(写)等が必要となります)

猿払村の 地震に強い家づくり

猿 払 村

近年、日本各地で大規模な地震が頻発し、首都圏や東海地方では大きな地震の発生が危惧されています。

猿払村において、村民の皆さんが所有している建物の耐震化を進めることは、自らの生命や財産を守ることにするとともに、周辺にお住まいの方々の安全確保など、村全体の安全安心な暮らしの確保の上で重要です。

そのため、村では、建物の耐震化を進めるために各種情報提供などを行っております。住宅や建築物の耐震化をお考えの方は、是非このパンフレットを一読の上、耐震化を進めてくださるようお願いいたします。

◆地震への備えが必要です

○猿払村では、全国どこでも起こりうる「直下型の地震」が発生する可能性があります。

○もし、直下型の地震が発生した場合、猿払村では、全半壊合わせておよそ843棟の建物被害が予測されるなど、大きな災害となることも想定されます。

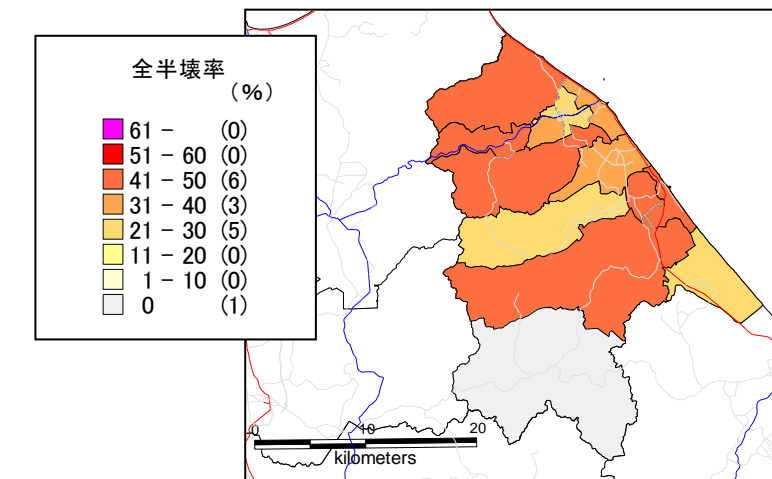
○北海道によると、道内のどの地域においても大規模な地震が発生する可能性があることに留意すべきとされています。

◆昭和56年以前の建物は 大地震で倒壊するおそれがあります

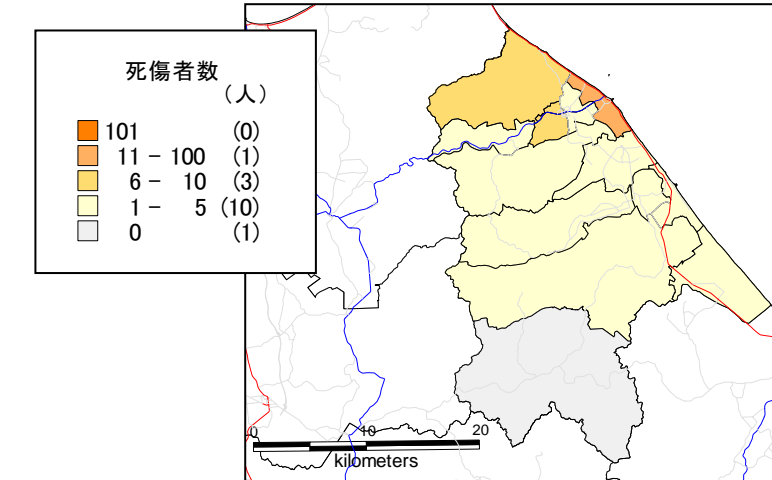
○平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人もの尊い命が失われました。そのほとんど約8割の方が建物の倒壊や家具の転倒等による圧死や圧迫死でした。

○また、倒壊した建物の多くが、昭和56年の耐震基準の改正以前に建てられた住宅でした。

【全国どこでも起こりうる直下型地震の建物被害想定】



【全国どこでも起こりうる直下型地震の人的被害想定】



◆地震と揺れ等の状況(概要)◆

<p>0</p> <p>【震度0】 人は揺れを感じない。</p>	<p>1</p> <p>【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。</p>	<p>2</p> <p>【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。</p>	<p>3</p> <p>【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。</p>
<p>4</p> <p>【震度4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ほとんどの人が驚く。 ●電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ●座りの悪い置物が、倒れることがある。 	<p>6弱</p> <p>【震度6弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立っていることが困難になる。 ●固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ●耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 		
<p>5弱</p> <p>【震度5弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ●棚にある食器類や本が落ちることがある。 ●固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 	<p>6強</p> <p>【震度6強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ●固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ●大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 		
<p>5強</p> <p>【震度5強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●物につかまらなると歩くことが難しい。 ●棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ●固定していない家具が倒れることがある。 ●補強されていないブロック塀が崩れることがある。 	<p>7</p> <p>【震度7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。 ●耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ●耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。 		

出典：「震度階級の解説表が新しくなりました」平成21年3月 気象庁

◆このパンフレットに関するお問い合わせは 猿払村役場まで お知らせ下さい ◆

猿払村役場 <代表番号> TEL : (01635) 2-3131
 建設課 <担当課> TEL : (01635) 2-3135 (建築係)
 FAX : (01635) 2-3812
 宗谷郡猿払村鬼志別西町 172 番地 1

<平成23年4月作成>

◆一時避難場所・避難所施設 位置図◆

